

日病薬発第2021-156号
令和3年12月27日

会 員 各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 木 平 健 治
医療安全対策委員会
委 員 長 舟 越 亮 寛
医療情報システム小委員会
委 員 長 池 田 和 之

オンライン資格確認等システムによる薬剤情報の閲覧に関する
留意事項について

平素より日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本会医療情報システム小委員会では、病院薬剤師における医療情報システムの適切な利用等を目的として活動を行っております。

政府によるデータヘルス改革の推進から、本年10月20日より「オンライン資格確認等システム」が稼働します。このオンライン資格確認等システムでは、マイナンバーカードによる保険資格の確認のほか、患者の同意に基づき薬剤情報の閲覧なども予定されています。

つきましては、医療情報システムの適切な使用に関する観点から、「オンライン資格確認等システムによる薬剤情報の閲覧に関する留意事項について」を発出いたします。以下に記載する内容を確認の上、適切な対応をとられますようお願い申し上げます。なお、オンライン資格確認等システムの内容については、以下の参考資料をご確認ください。

1. 個人番号カード(マイナンバーカード)の取り扱いについて

マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)により取り扱いが規定されており、マイナンバーを法令で定められた目的以外に利用することは禁止されている旨を確認ください。法令への抵触を予防するために、マイナンバーカードを預からない運用を徹底してください¹⁾。

なお、オンライン資格確認等システムの利用には、各医療機関において社会保険診療支払基金等への申請や機器およびシステムの手配・設定等が必要になります。また、利用においては事前に被保険者がマイナンバーカードの保険証利用の申請を行う必要があります²⁾。

2. 薬剤情報の閲覧に関する留意事項

オンライン資格確認等システムによる薬剤情報の閲覧は、患者の同意に基づき、医療関連有資格者に対し提供が許可されます。さらに提供されるデータは、レセプトデータに基づいたものであるため³⁾、取り扱いや解釈について以下の項目に留意してください。

- ・患者の同意に基づき提供されること
- ・レセプトデータに基づいたものであること
 - ✓ リアルタイムのデータではないこと
 - ✓ 調剤日でまとめられていること
 - ✓ 実際の処方箋の内容とは異なる場合があること（用法や日数など）
 - ✓ レセプトに関連しない情報は表示されないこと（服用時のコメントなどは表示されない場合がある）
 - ✓ 資格確認の対象となる証類は保険者がシステム管理している証類であること（開始時点では、公費負担・地方単独事業に伴う証類は対象外である。詳細は参考資料を参照）
 - ✓ 令和3年9月診療分のレセプト（医科・歯科・調剤・DPC）から抽出が開始されること など

（参考資料）

1) 内閣府 マイナンバー制度について

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/index.html>

2) 厚生労働省 オンライン資格確認・マイナンバーカードの保険証利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html

3) 厚生労働省 健康保険証の資格確認がオンラインで可能となります【医療機関・薬局の方々へ】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000663427.pdf>